

○経済産業省告示第三百五十六号
電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号）第四条の二第二項第二号の規定に基づき、認定電気工事従事者認定講習の内容を次のように定め、平成十三年五月二日から施行する。
なお、昭和六十三年通商産業省告示第四百九十七号（認定電気工事従事者認定講習規程）は、平成十三年五月一日限り、廃止する。
平成十三年五月二日
経済産業大臣 平沼 赳夫

（講習の方法）
第一条 電気工事士法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第九十七号。以下「規則」という。）第四条の二第二項第二号に規定する認定電気工事従事者認定講習（以下「認定講習」という。）は、次の表の上欄に掲げる科目について行うものとし、当該科目の範囲及び使用する教科書の内容並びに講習時間は、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

科 目	範 囲	講 習 時 間
配線器具並びに電気 工事項の材料及び工 具	一 配線器具の構造、性能及び用途 二 電気工事項の材料の材質及び用途 三 電気工事項の工具の用途	一 時間三十分

電気の工事の施工方法	自家用電気工作物の 保安に関する法令	自家用電気工作物の 検査方法	電気の工事の施工方法	自家用電気工作物の 保安に関する法令	自家用電気工作物の 検査方法
一 配線工事の方法 二 配線器具の設置工事の方法 三 接地工事の方法	電気工事士法（昭和三十一年法律第百二十九号以下「法」という。）及び規則並びにその関係法令	一 点検の方法 二 導通試験の方法 三 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定の方法 四 継電器試験の方法 五 試験用器具の性能及び使用方法	一 法第三条第一項の第一種電気工事士（以下単に「第一種電気工事士」という。）であること。 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項の主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）の交付を受けている者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前一号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	一 法第三条第一項の第一種電気工事士（以下単に「第一種電気工事士」という。）であること。 二 電気主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）の交付を受けている者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前一号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。	一 第一種電気工事士であること。 二 電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。 三 経済産業大臣が前一号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。

（講師の条件）
第一条 認定講習の講師は、次の表の上欄に掲げる科目に心して、それぞれ同表の下欄に掲げる条件の二に適合する者とする。

科 目	条 件
配線器具並びに電気 工事項の材料及び工 具 電気工事の施工方法	一 法第三条第一項の第一種電気工事士（以下単に「第一種電気工事士」という。）であること。 二 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第四十四条第一項の主任技術者免状（以下「電気主任技術者免状」と総称する。）の交付を受けている者であつて、電気主任技術者免状の交付を受けた後、電気工作物の工事、維持又は運用に関する業務に関し三年以上の実務の経験を有する者であること。 三 経済産業大臣が前一号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。
自家用電気工作物の 検査方法 自家用電気工作物の 保安に関する法令	一 第一種電気工事士であること。 二 電気主任技術者免状の交付を受けている者であること。 三 経済産業大臣が前一号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると認められた者であること。

（修了証等）
第三条 認定講習を行った者は、認定講習を修了した者に対し、様式による認定電気工事従事者認定講習修了証及びその修了証に記載された事項を証明する書類を交付しなければならない。ただし、当該修了証に記載された事項を証明する書類については、当該事項についてあらかじめ経済産業大臣の確認を受けた場合にあつては、その旨を記載した書類をもって代えることができる。

認定電気工事従事者認定講習修了証	
ふりがな	年 月 日 生
姓 名	年 月 日 生
現 在 所	(TEL)

他に連絡先がある場合その名称及び所在地	名 称	(T E L)			
	所在地				
科 目	範 囲	講師の氏名	第 2 条各号 該当箇所	使用教科書の名称及び 発行者	受 講 期 日
配線器具並びに 電気工事用の材 料及び工具	一 配線器具の構造、性能及び用途				年 月 日 時 分 から 時 分 (1 時間30分)
	二 電気工事用の材料の材質及び用途				
	三 電気工事用の工具の用途				
電気工事の施工 方法	一 配線工事の方法				年 月 日 時 分 から 時 分 (1 時間30分)
	二 配線器具の設置工事の方法				
	三 接地工事の方法				
自家用電気工作 物の検査方法	一 点検の方法				年 月 日 時 分 から 時 分 (2 時間)
	二 導通試験の方法				
	三 絶縁抵抗測定及び接地抵抗測定の方法				
	四 継電器試験の方法				
	五 試験用器具の性能及び使用方法				
自家用電気工作 物の保安に関する 法令	電気工事法、電気工事法施行 令及び電気工事法施行規則、並 びにその他関係法令				年 月 日 時 分 から 時 分 (1 時間)
上記の者は、電気工事法施行規則第 4 条の 2 第 2 項に基づく認定電気工事従事者認定講習を修了したことを証明します。 年 月 日 所在地 〒 (T E L) 証明者 氏名又は名称 法人にあつては代表者の氏名 印					

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず認定講習を行う者（法人にあつては代表者）が自署するものとする。
 - 第 3 条の規定に基づき、当該修了証に記載された事項を証明する書類を添付のこと。